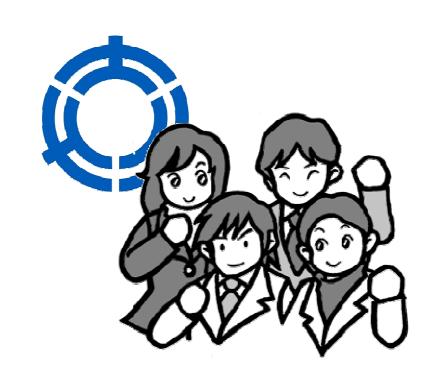
大間町 男女共同参画推進計画



青森県大間町

<u>目</u> 次

1		計i	画	の	目白	内				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2		計i	画	の	性科	各							•	•					•	•										•	•		•	2
3		計i	画	の	期間	믥																								•	•			2
4		基	本	目	標及	及 :	び	重	点	目	標	!																						
	基	本	目	標	I		男	女	共	同	参	画	社	会	1=	向	け	<i>t</i> =	: 意	識	づ	<	IJ				•	•	•	•	•	•	•	3
		重	点	目;	標(1)		男	女	共	同	参	画	0	視	点	に	<u>√</u>	つ	た	意	識	改	革	•									
		重	点	目;	標(2	2)		男	女	共	同	参	画	を	推	進	す	る	教	育	•	学	習	0)	充	美	<u> </u>							
	基	本	目	標	Π		男	女	が	لح	ŧ	に	参	画	す	る	地	域	ゔ	<	IJ				•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
		重	点	目	標(3)		地	域	に	お	け	る	男	女	共	同	参	画	0	推	進												
		重	点	目	標(1		施	策	•	方	針	決	定	0	場	^	0)	女	性	0	参	画	推	進	į								
	基	本	目	標	Ш		男	女	が	لح	ŧ	に	能	力	を	発	揮	で	き	る	社	会	づ	<	IJ				•	•	•	•	•	5
		重	点	目;	標(5		職	場	に	お	け	る	男	女	0	均	等	な	機	会	と	待	遇	0	確	保	:						
		重	点	目;	標(3		職	場	ح	家	庭	•	地	域	生	活	(T)	両	<u>\f\</u>	支	援												
		重	点	目;	標(7)		生	涯	に	わ	た	る	心	身	0	健	康	支	援														
	基	本	目	標	IV		男	女	が	لح	ŧ	に	人	権	を	尊	重	す	る	社	会	づ	<	IJ				•	•	•	•	•	•	6
		重	点	目;	標(3)		性	別	12	ょ	る	あ	Ġ	ゆ	る	人	権	侵	害	0	根	絶											
		重.	占	目:	煙 🤅	9)		+	ポ	_	ト	体	制	\mathcal{O}	赤	宔																		

1. 計画の目的

この計画は、男女共同参画社会の実現を最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことを目的としています。

2. 計画の性格

この計画は、平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」の趣旨を尊重し、大間町が男女共同参画を推進するための計画であり、「新あおもり男女共同参画プラン21」を踏まえ、「大間町総合計画」をはじめとする町内の関連する各計画等との整合性を図りながら、男女共同参画社会の形成に関して総合的かつ計画的に講ずべき施策について体系化し、今後の方向性を定めていくものです。

また、女性活躍推進法に基づく推進計画として、女性の職業生活における活躍を推進していくものです。

3. 計画の期間

この計画の期間は、2021年度から2030年度までの10年間とします。また、計画の期間中であっても国内外の状況や社会情勢の変化及び地域の実情などを考慮し、必要に応じて見直しを行います。



4. 基本目標及び重点目標

基本目標 I 男女共同参画社会に向けた意識づくり

一人ひとりの人権が尊重され、男女が対等なパートナーとして、自らの意志により社会のあらゆる分野に参画し、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現が求められています。

しかし、性別による固定的な役割分担に基づく意識が依然として残っており、リーダーや役員等の役割には男性が、家事・育児・介護などの家庭生活や地域活動等の役割には女性が中心となって担っている現状が多く見られ、その他にも無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の存在により、無意識のうちに性別による差別・区別が生じることもあります。

そのため、家庭や地域などのあらゆる分野で、また、子どもから高齢者までのあらゆる世代で、『性別にとらわれない一人ひとりの個性を尊重する』意識づくりを行うことが重要です。また、学校教育・社会教育において、基本的人権を尊重する教育、男女平等の教育を推進し、男女が対等な立場であらゆる分野に参画するための意識づくりを目指します。

重点目標① 男女共同参画の視点に立った意識改革

男女共同参画に関する啓発事業や町民が学習できる機会の提供を通して、家庭や地域などあらゆる分野における男女共同参画の意識の向上を図るとともに、男女共同参画に関する広報・啓発に積極的に取り組み、意識の向上を図ることが必要です。

○施策

- ・男女共同参画の視点に沿った男女の役割分担、慣行・習慣の見直し
- ・町民の男女共同参画に関する正しい理解の促進

重点目標② 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

地域の中で幅広い層に向けて実施する学習の機会に、男女共同参画に関する教育・学習の機会や情報を提供することが必要です。

○施策

- ・男女共同参画を推進する教育の充実
- ・国際的な男女共同参画に関する理解の促進

基本目標Ⅱ 男女がともに参画する地域づくり

(※女性活躍推進法に基づく推進計画関係)

わが国の社会情勢は、少子高齢化、高度情報化、地方分権など大きな転換期を迎えており、町づくりにおいてもこれらを踏まえた新たな視点での取り組みが必要となっています。

安全で快適な地域社会を築いていくためには、さまざまな世代の男女が共にそれ ぞれの視点から参画し、価値観を反映させていくことが不可欠です。

このような状況を踏まえ、いまだに根強く残る固定的な性別による役割分担の意識を見直し、政治や経済の分野だけでなく日常生活などのあらゆる分野において、政策や方針を決定する過程への女性の参画を推進し、男女が共に参画する地域づくりを目指します。

重点目標③ 地域における男女共同参画の推進

地域活動などにおいて、男女が共に参画できる環境を作るとともに、女性リーダーの育成などの支援が必要です。

○施策

- ・男女共同参画による地域活動の促進
- ・女性の社会参加のための人材育成支援



重点目標4 施策・方針決定の場への女性の参画推進

あらゆる分野において、女性が積極的に自らの意志で政策・方針決定過程へ参画 していけるよう促す取り組みが必要です。

○施策

・各種審議会等委員への女性の登用の増加

基本目標Ⅲ 男女がともに能力を発揮できる社会づくり

(※女性活躍推進法に基づく推進計画関係)

女性にとっての職業生活の持続は、出産や育児を理由としてやむを得ず中断せざるを得ない機会が多く、加えて家庭内における家事・育児・介護の問題が負担となり、就業の断念につながっている状況があります。

女性が働くにあたって、その能力を高め、十分に能力を発揮できる環境をつくる ことは、女性だけではなく活力ある社会を形成するためにもきわめて重要な課題で す。

このような、課題を克服するため、性別に関わりなく、個人の能力に基づいた雇用環境と、働く女性が子どもを産み育てることができる環境の整備を進め、男女が共に職業生活と家庭生活の両立ができる「ワーク・ライフ・バランス」という考え方を行政はもとより、企業等にも働きかけ、男女が共に能力を発揮できる社会づくりを目指します。

重点目標⑤ 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

事業者に対して、性別に関わりなく、個人の能力に基づいた雇用環境の整備を推 進するよう働きかけることが必要です。

○施策

- ・行政、各事業所、団体などにおける女性の登用と職域の拡大
- ・安心して出産・育児のできる職場環境整備の推進

重点目標⑥ 職場と家庭・地域生活の両立支援

男女が共に職業生活や地域生活、家庭生活を両立でき、安心して子どもを産み育てることのできる職場環境の整備が必要です。

○施策

- ・育児休業や介護休暇制度の周知
- 高齢者介護体制の充実
- ・女性の多様な生き方への理解促進

重点目標⑦ 生涯にわたる心身の健康支援

男女がおかれた社会的背景の違いなどにより、それぞれに特有の病気があることから、性と生殖に関する健康と権利についての考えを定着させるとともに、生涯の各時期に応じた健康の保持・増進を推進するための支援が必要です。

○施策

- ・心の健康問題への対策
- ・生涯の各時期に応じた健康教育の推進

基本目標Ⅳ 男女がともに人権を尊重する社会づくり

性犯罪・性暴力や、配偶者等からの暴力、セクシュアルハラスメントが社会問題となっており、世界的にも SNS を中心に性被害の経験を告発する大規模な社会運動が起こるなど、暴力問題の根絶を求める声も高まっています。

また、暴力の被害者は、その後も長期にわたる心身の不調から就労が困難となったり、離婚後に経済的な苦境に陥ったりするなど、貧困等生活上の困難と暴力被害が複合的に発生している場合もあります。

こうした状況を踏まえ、この基本目標では「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく計画として位置づけ、性別に起因する暴力の多様な被害者に対する必要な支援の充実を図り、暴力の根絶に向けた社会づくりを目指します。

重点目標8 性別によるあらゆる人権侵害の根絶

DV やセクシュアル・ハラスメント等を未然に防ぐための方策や被害者の支援体制の確立等、人権侵害の根絶に向けた総合的な施策が求められます。

○施策

- ・DV防止に向けた啓発の促進
- ・DV被害者への支援
- ・セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取り組み

重点目標② サポート体制の充実

関係機関とより充実した連携体制を確保し、安心して相談できる体制を確立する 必要があります。また、サポート体制についても広く周知し、被害者が何らかの相 談を行うよう促す必要があります。

○施策

- ・関係機関と連携体制の構築
- ・相談体制の充実
- ・支援体制の周知

